

中小建設事業者必読!

社会保険制度の基礎知識と、
保険加入の具体的な手続きについて解説!

× 中小建設事業者のための ×

社会保険加入 ハンドブック

この一冊で!!



- 社会保険全般(健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険)をカバー!
- 労務管理上気づきにくいコンプライアンスリスクを未然に予防するための対策を解説!
- 社会保険に関する様式/記入例一覧を収録!

編集 東京SR建設業労務管理研究会
定価 本体2,000円+税
B5判/172頁



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

目次

はじめに

序章 魅力のある建設事業者になるために

第1章 社会保険制度とは

- 第1節 社会保険の加入
- 第2節 健康保険・厚生年金保険とは
- 第3節 労働保険（労災保険、雇用保険）とは
- 第4節 建設業に特有の働き方

第2章 建設現場の労災保険

- 第1節 工事開始・追加・終了時の手続き
- 第2節 労働災害発生時の手続き
- 第3節 労働保険年度更新業務

第3章 労働保険事務組合と特別加入

- 第1節 労働保険事務組合への委託
- 第2節 中小事業主等の労災保険の特別加入
- 第3節 一人親方等の労災保険の特別加入

第4章 建設業許可制度とは

- 第1節 建設業法の目的と許可の要件
- 第2節 経營業務の管理責任者と技術者制度
- 第3節 建設業許可制度以外の重要事項

第5章 建設業の労務管理

- 第1節 労働基準法と労働安全衛生法
- 第2節 就業規則
- 第3節 安全管理体制

第1節 社会保険の加入

1 | 社会保険加入における事業所の義務

(1) 適用事業所とは

現在、日本では国民および日本国内に住所を有する外国人はいずれかの医療保険制度、年金制度に加入することが義務付けられています。そして事業を営む事業主は常時5人以上の従業員を雇用する個人の事業所、または法人事業所である場合、「強制適用事業所」に該当し、本人および雇用する従業員を健康保険・介護保険・厚生年金保険に加入させることが義務付けられています。「法人事業所」とは、株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、社団法人、財団法人などの法人格のある会社・法人の全てが対象です。業種によって5人以上の従業員を使用している個人の事業所でも、強制適用事業所にならない場合がありますが、建設業はそれらの業種に属さず、条件を満たした事業所は全て強制適用事業所になります。

POINT 「常時5人以上雇用」

「常時5人以上雇用」とは、社会保険の被保険者となる条件を満たす従業員を5人以上雇用しているということです。従業員が5名雇用していれば無条件で適用事業所になるわけではありません。

他方、法人の場合は業種による例外的な取扱いも従業員数の条件もなく、社長1人でも強制適用事業所になります。また、強制適用事業所ではない事業所でも、その従業員のうち、事業主および社会保険の被保険者となるべき者の2分の1以上が同意する場合、社会保険の適用事業所になることができ、これを「任意適用事業所」と呼びます。

(2) 社会保険に関する適用除外

社会保険の加入について、原則として健康保険だけ加入または厚生年金保険だけ加

適正な社会保険加入による
コスト増への対応や
多様な雇用形態に応じた適正な
保険加入方法も解説。

詳細・お申し込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規

検索

CLICK!